

東予地方局庁舎広告実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東予地方局が西条庁舎（西条市喜多川）及び今治庁舎（今治市旭町）に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領でいう広告とは、次のとおりとする。

- （1）パンフレットスタンド
- （2）その他、東予地方局長が必要と認めたもの

（広告の範囲）

第3条 広告を実施できる者（以下「広告主」という。）及び実施できる広告の内容等については、要綱第3条の規定による。

（広告の実施方法等）

第4条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

（広告取扱業者の選定）

第5条 広告を取り扱う者（以下「広告取扱業者」という。）の選定に関し必要となる事項は、別途定める。

（広告掲載の申込み等）

第6条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

（広告主の募集）

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当り、広告取扱業者と東予地方局長が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

（広告主の選定）

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について東予地方局長と協議し、その承認を得なければならない。ただし、他の地方局と共同して行う広告事業で、当該他の地方局長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 広告取扱業者は、第1項の協議において、東予地方局長の求めに応ずる書類を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において準備するものとする。

2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、現状に回復しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 東予地方局長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施の承認の取消し)

第11条 東予地方局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施の承認を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を実施することが適切でないとして東予地方局長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲示により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施にあたって愛媛県庁舎管理規則(昭和34年7月10日規則第36号)を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、東予地方局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月5日から施行する。

この要領は、平成21年2月13日から施行する。

中予地方局庁舎広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、中予地方局が松山庁舎及び久万高原庁舎内に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう広告とは、次のとおりとする。

- (1) 広告等配布事業
- (2) パンフレットスタンド
- (3) その他、中予地方局長が必要と認めたもの

(広告の範囲)

第3条 広告を実施できる者(以下「広告主」という。)及び実施できる広告の内容等については、要綱第3条の規定による。

(広告の実施方法等)

第4条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告を取り扱う者(以下「広告取扱業者」という。)の選定に関し必要となる事項は、別途定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当り、広告取扱業者と中予地方局長が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について中予地方局長と協議しなければならない。

- 2 広告取扱業者は、前項の協議において、中予地方局長の求めに応ずる書類を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において、第2条及び第3条の規定に従い準備するものとする。

2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、原状に回復しなければならない。

3 第1項及び第2項の規程に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 中予地方局長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

第11条 中予地方局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施許可を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を実施することが適切でないとして中予地方局長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲示により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施にあたって愛媛県庁舎管理規則(昭和34年7月10日規則第36号)を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、中予地方局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

南予地方局庁舎広告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、南予地方局が宇和島庁舎、八幡浜庁舎、大洲庁舎、愛南庁舎内に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でいう広告とは、次のとおりとする。

- (1)パンフレットスタンド
- (2)その他、南予地方局長が必要と認めたもの

(広告の範囲)

第3条 広告を実施できる者(以下「広告主」という。)及び実施できる広告の内容等については、要綱第3条の規定による。

(広告の実施方法等)

第4条 広告の実施方法及び実施箇所等に関する仕様は、別に定める。

(広告取扱業者の選定)

第5条 広告を取り扱う者(以下「広告取扱業者」という。)の選定に関し必要となる事項は、別途定める。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主は、広告取扱業者に対し広告実施の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当り、広告取扱業者と南予地方局長が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

(広告主の選定)

第8条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、広告実施の可否について南予地方局長と協議し、その承認を得なければならない。ただし、他の地方局と共同して行う広告事業で、当該他の地方局長の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 広告取扱業者は、第1項の協議において、南予地方局長の求めに応ずる書類を提出しなければならない。

(物品及び人員の準備等)

第9条 広告に必要な物品及び人員等は、広告取扱業者の責任及び負担において準備するものとする。

2 広告を掲載した箇所は、広告取扱業者の責任及び負担において、原状に回復しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定に関する経費は、広告取扱業者の責任及び負担において処理するものとする。

(広告内容等の修正)

第10条 南予地方局長は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告実施許可の取消し)

第11条 南予地方局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告実施の承認を取り消すことができる。

(1) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。

(2) その他、広告を実施することが適切でないとして南予地方局長が判断したとき。

(広告取扱業者の責務)

第12条 広告取扱業者は、広告主及び広告の内容その他広告実施に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲示により愛媛県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(愛媛県庁舎管理規則の遵守)

第13条 広告取扱業者及び広告主は、広告の実施にあたって愛媛県庁舎管理規則(昭和34年7月10日規則第36号)を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、広告の実施に関し必要な事項は、南予地方局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月2日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。